

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和55年2月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	多気町	職員数※(H19.4.1現在)	1
構成団体名			

2 財政指標等

資本金	338 (H17)	公営企業債現在高(百万円)	1,563 (H18)
累積欠損金(百万円)	-	利益剰余金又は積立金(百万円)	90 (H18)
不良債務(百万円)	-	財政力指数※	0.76 (H18)
資金不足比率(%)	-	実質公債費比率※(%)	10.1 (H18)
		経常収支比率※(%)	87.0 (H17)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：多気町、勢和村] 町村合併に伴い、多気町水道事業会計と勢和村水道事業会計の統合を図り、並びに組織の統一も実施した。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	多気町水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	多気町水道事業管理者 長谷川順一
既存計画との関係	多気町行財政改革大綱（集中改革プラン含）の方針による。
公表の方法等	ホームページによる公開及び議会全員協議会での発表
基本方針	平成18年度に策定した多気町行財政改革大綱の方針に基づき5ヵ年計画を定める。 また、計画の推進にあたっては同大綱の実施計画に記載された下記の内容を中心に健全化を進める。 ・上水道維持管理体制の見直し（H20年度より実施）・・・設備改修の見直し。 ・料の収納率向上策の実施（H19年度より実施）・・・コンビニ納付の開始 ・経費削減及び受益者負担の適正化・・・合併後の低料金地区の段階的な引上。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	43.7	85.5	497.0	626.2
	補償金免除額	4.8	21.3	81.3	107.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	43,683	85,461		129,144
	簡易水道事業債（統合前）			497,006	497,006
合 計 (A)		43,683	85,461	497,006	626,150
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		43,683	85,461	497,006	626,150

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>町村合併により2地区が統合された本町の水道事業は旧勢和村地区の水道施設が昭和62年に簡易水道の施設を残したまま統合させて上水道として運営していたのに対し、旧多気町地区は、簡易水道を廃棄させ昭和55年に新たに上水道として出発させている。そのような状況のもと準過疎地であった勢和地区では施設の数が多くまた老朽化が進んでいる為に維持管理経費等に大きな負担を年々きたしている。一方、多気地区は概ね安定した経営状態になりつつあった。合併後の現在は給水収益だけの経営に支障をきたしている状態であり、今後の経営を回復させるためにも老朽化が著しい勢和地区施設の早期改修を図り維持経費の削減に努め経済性を発揮させ、本来の目的である住民の福祉を増進するように運営を行う必要がある。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化について 合併に伴い、使用料金の格差が生じ収入の減となる。今後、料金の適正化に向けて段階を追って取り組んでいく。</p>
	<p>課 題 ② 維持管理等、経営の効率化について 施設の老朽化が著しく維持管理に多大な経費がかかり経営に支障をきたしている。今後、安定供給を行うための改善対策に更なる経費が必要となってくる。</p>
留 意 事 項	

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	83.8	80.6	93.3	101.8	92.1	90.7	94.2	94.7	94.2	94.2
総収支比率(法適用)	(%)	110.2	102.8	106.9	105.7	104.7	108.3	105.7	106.9	106.9	108.2
経常収支比率(法適用)	(%)	110.2	102.8	106.9	105.7	104.7	108.3	105.7	106.9	106.9	108.2
営業収支比率(法適用)	(%)	104.2	94.6	114.0	118.9	119.8	108.7	110.7	112.3	112.3	114.2
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	28.9	26.0	18.3	14.2	9.9	19.3	15.8	15.7	15.7
	うち基準内繰入金	(%)	7.6	8.2	7.6	7.8	7.0	5.3	4.5	3.6	2.9
	うち基準外繰入金	(%)	21.3	17.8	10.7	6.4	2.9	14.0	11.3	12.1	12.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	1.8	13.1	8.7	17.4	16.0	45.5	50.0	28.6	28.6
	うち基準内繰入金	(%)	1.8	13.1	8.7	17.4	16.0	45.5	50.0	14.3	15.1
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	14.3	13.5
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりとする。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」の算出方法。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・ 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	旧勢和村の低料金の引上げを合併後(H18.1.1)から3か年の間に調整を実施して、平成20年度には旧多気町の料金に統一し適正な設定をおこなう。
2 他会計繰入金の見込み	大規模改修工事及びその改善対策に伴い、南勢水道(三重県企業庁)からの受給量も増えるため大幅な繰入金が必要となる。(旧勢和村の施設を更新するためには10億程度の投資を必要とするが、南勢水道からの受水を基本とした計画を行うことで4億程度の出費が抑制され結果として建設改良費としては6億の投資となり繰り入れ金の節減につなげたい。)
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の老朽化に伴い安定供給を行うことに支障をきたしているため、平成20年度から大規模な改造を行う予定のため多大な投資が発生する。(総事業費:6億・起債5億、他留保資金及び一般会計補助金1億/時期:20年度~24年度予定/場所:旧勢和村・色太、丹生、片野、波多瀬、朝柄、車川)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成14、15、16年度分は旧多気町と旧勢和村の合算である。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>多気町行財政改革大綱(集中改革プラン)では平成17年4月1日時点職員数192人(一部事務組合含、教育長除)に対し平成22年度に174人とする9.4%の削減を目標としており、今回の財政健全化計画では平成22年度以降についてもその方針を継続し公営企業を含む全会計で平成18年度183人(一部事務組合除、教育長除)に対し平成23年度168人を目標と位置付け行革推進法を上回る8.2%の削減を行う。</p> <p>職員数については水道事業自体では1人で設備管理、設備更新を行っている状態でありこれ以上の削減は事業維持が困難となるため、各会計別ではなく町全体で上記にのべる削減を行う。</p> <p>国家公務員給与構造改革の内容については本町に対する適応は対応済み。地域手当については4%を条例化しているが平成20年度までは凍結としている。平成21年度以降の支給については制度の趣旨、地域の民間企業の状況及び社会情勢を勘案して検討を行う。</p> <p>-</p> <p>退職時特別昇給については合併後の新町においては廃止している。勸奨退職者に対する予定特昇については過去の退職者との均衡を保ち、かつ、合併後の職員数の円滑な削減を図るため、継続しているところであるが、現在、実施中の定員適正化計画の進捗状況を勘案しながら同計画期間中に見直しを行う。</p> <p>県内市町村で構成する市町村職員互助会に加入している。一般財源で負担していた町単の福利厚生費は合併後の新町においては廃止している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>現在は、設備の老朽化に加えて合併前の2町村単位で水道事業を行っている状態である。今後の対策としては設備の更新費用の削減及び効率化を図るためにも老朽化が著しい旧勢和村の施設は廃止し、南勢水道からの水を受水できる施設改修をおこなうことで費用対効果をあげたい。一時的には投資が必要となるが、将来的には維持管理費の軽減につながる。(課題2)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	合併による料金不均衡の改善(低料金の改善) 平成20年度を目標に低料金の改善を行う。 給水の基本料金を合併後3か年の間において引き上げる。超過料金及び加入金については合併後において旧多気町の料金に統一する。（課題 1） *旧勢和村での基本料金は3段階に分別され低価であったのを口径別に8段階に分別し価格の引き上げを行った。超過料金については一律で あったが4段階に分別する。加入金も一律であったので口径別に8段階に分別して適正な価格の引き上げを行う。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	 予算、決算については広報、ホームページにて公開 行財政改革大綱に基づき外部(民間)による行財政診断の実施及び事務事業の現状分析を行う。(H19)
5 その他	現在、旧勢和村地区の施設が老朽化により維持管理費の高騰が続いている為、施設の更新を行うことで結果的に経費の削減につながる投資を行う。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 適正な料金水準への改善	平成20年度を目標に低料金の改善を行う。 給水の基本料金を合併後3ヵ年の間において引き上げる。超過料金及び加入金については合併後において旧多気町の料金に統一する。
2 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在、最小限の職員数で維持管理を行っており今後も経営を圧迫することがないように現状で行っていく。また、合併時において今まで支給していた月額払いの特殊勤務手当（水道管理手当）を廃止した。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 （設備改修の見直しに関する事）	合併後、本町内には浄水施設が5箇所あり、特に旧勢和村地区4箇所については老朽化が著しく維持管理費用も高額になってきており経営を圧迫している。効率化の面及び施設の更新による経費の削減も図られるため、それらの施設を廃止し、現在、一部受水している南勢水道（三重県企業庁）に切り替える改修工事を行い経営の安定に努める。 （旧勢和村の施設を更新するためには10億程度の投資を必要とするが、南勢水道からの受水を基本とした計画を行うことで4億程度の出費が抑制され結果として建設改良費としては6億の投資となり繰上金の節減につなげたい。建設時には短期的に改良費が大きくなるが長期的な観点からみるとコストの削減につながる）
4 その他	

注 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて記入。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
1	料金改定率					合併後の調整引上		合併後の調整引上	合併後の調整引上					
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	13	13	3	6	6	6	6	27	
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
2	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	18	18	18	9	4		4	4	4	4	4	4	
	改善額	0	0	0	9	5	14	0	0	0	0	0	0	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	3	3	3	2	1		1	1	1	1	1	1	
	増減数(人)	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
3	その他(設備改修の見直し)									200	200	200		
	改善額									旧施設の更新(通常1,000)改善後の改修経費(600)差引改善額(400)			400	
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	1,552	1,461	1,437	1,508	1,562		1,432	1,291	1,359	1,410	1,452		
	増減		△91	△24	71	54		△130	△141	△68	△51	△42		
							計画前5年間改善額 合計	27					改善額 合計	427
													(参考) 補償金免除額	107

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入。

2 ※「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	15	16	16	16	15	15	16	16	16	16
年間総有収水量 (千m ³)	1,930	1,912	1,964	1,954	1,907	1,907	1,940	1,950	1,955	1,955
公称施設能力 (m ³ /日)	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660	8,660
1日最大配水量 (m ³ /日)	7,435	7,282	7,649	7,387	6,885	6,885	6,985	7,000	7,000	7,000
最大稼働率 (%)	85	85	85	85	80	80	81	81	81	81
供給単価 (円/m ³)	166	166	167	168	175	175	178	180	180	180
給水原価 (円/m ³)	216	226	196	183	207	207	205	199	198	196

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。